石川県森林公園　屋内木育遊具等整備（実施設計・施工）工事

公募型プロポーザルに伴う要求水準書

１　要求水準書の意義

　本要求水準書は「石川県森林公園　屋内木育遊具等整備（実施設計・施工）工事」における設計・施工一括発注公募型プロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

公募型プロポーザルの参加者は、この要求水準書に明記されている事項を満たした上で、企画提案を行うことができる。また、審査の結果、「石川県森林公園　屋内木育遊具等整備（実施設計・施工）工事」を請け負った者（以下「請負者」という。）は、工事期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

２　工事名

　石川県森林公園　屋内木育遊具等整備（実施設計・施工）工事

３　工期

契約締結の日から令和６年６月３０日まで

４　内容

石川県森林公園リニューアル整備に伴い、新たに整備する屋内木育施設の木育ホールに設置する屋内木育遊具に係る設計及び施工の実施

1. 屋内木育遊具の設置一式（実施設計、制作、据付、基礎、仮設)

(2) 安全施設（セーフティマット等）、注意看板等の制作・設置

５　要求水準

1. 基本事項

ア　提案要求部分

　・遊具対象者

３歳～６歳児及び障害児

　・設置場所

木育ホール１の別添図面に図示した箇所に設置すること。

・仕様等

３歳～６歳の子供向け遊具及びインクルーシブ遊具を設置すること。使用する木材は、可能な限り森林公園内で伐木される地域産材を使用すること。一部多種多様な木材を使用し、樹種による色、感触、香りなどの異なる特性を知ってもらう工夫をすること。

・事業の目的

森林公園リニューアル事業の整備主旨に基づき、木育活動の入口となるように、「１　木にふれあい、親しむこと　２　木に関心を持ち、良さに気づいてもらうこと　３　木を好きになってもらうこと」を目的とした遊具とする。

・安全性

遊具に適した安全領域（水平2.0ｍ、鉛直1.8ｍ）を確保するとともに、適宜クッション材等

を使用するなど、子どもたちの安全を確保すること。

遊具の基準は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、「遊具の安全に関する規準（最新版）」（JPFA-SP-S）を満たすものとすること。

(一社)日本公園施設業協会賠償責任保険加入品とすること。

　 ・工事の遂行に当たっては、石川県と協議・調整のうえ実施すること。

　・水準書に記載のない事項については、石川県と請負者の協議により対応を決定する。

・維持管理（部品の交換・修繕等）が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとすること。

・実施設計における設計図書（工事費内訳、実施図面）の妥当性については、石川県と協議・調整のうえ確認するものとし、石川県の了承をもって請負者は施工できるものとする。

イ 提案要求部分以外

・遊具対象者

３歳～６歳児エリアと６歳～１２歳児エリアに分ける。

・設置場所

木育ホール１（床面積約４００㎡、ホール空間高：約７ｍ～９ｍ）内の提案要求部分以外とする。

・仕様等

別添平面図と断面図、３種類のパースに基づくこと。

意匠性の高い遊具で、かつ建築と一体となった空間とする。

使用する木材は、可能な限り森林公園内で伐木される地域産材を使用すること。

材質は、耐久性、耐食性に優れ、長寿命化に配慮したものとすること。

・事業の目的

森林公園リニューアル事業の整備主旨に基づき、木育活動の入口となるように、「１　木にふれあい、親しむこと　２　木に関心を持ち、良さに気づいてもらうこと　３　木を好きになってもらうこと」を目的とした遊具とする。

・建築との整合

遊具工事に際しては屋内木育施設建築工事との調整・連携を図るものとする。（屋内木育施

設平面図参照）

・安全性

遊具に適した安全領域（水平2.0ｍ、鉛直1.8ｍ）を確保するとともに、適宜クッション材等

を使用するなど、子どもたちの安全を確保すること。

各遊具アイテムの遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した看板等を適切に配置し、安全性を考慮すること。

遊具の基準は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、「遊具の安全に関する規準（最新版）」（JPFA-SP-S）を満たすものとすること。

(一社)日本公園施設業協会賠償責任保険加入品とすること。

・上限額の範囲内で、本要求水準書を満たす限りにおいて、追加して実施可能な自由な企画提案を行うことができる。

　 ・工事の遂行に当たっては、石川県と協議・調整のうえ実施すること。

　・水準書に記載のない事項については、石川県と請負者の協議により対応を決定する。

・維持管理（部品の交換・修繕等）が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとすること。

・実施設計における設計図書（工事費内訳、実施図面）の妥当性については、石川県と協議・調整のうえ確認するものとし、石川県の了承をもって請負者は施工できるものとする。

(2) 施工条件

ア 共通仕様書

・「土木工事共通仕様書(最新版)」（石川県土木部）に準じて施工すること。

・工事受注後は、速やかに着手すること。

・製作工場内等における遊具の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装厚確認等）、竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

イ 屋内木育施設の建築工事との同時施工となることから、搬入路確保、施工手順、資材保護等を連携調整しながら確実に行うこと。

ウ 安全管理

・公園利用者の安全を第一とすること。

・工事車両通行の際は、交通誘導員を配置するなど十分な安全対策を講じること。

・公園施設等を破損した場合は、請負者により補修等を行うこと。

・施工時間帯は、原則として土日祝日を除く午前8時から午後5時までとするが、詳細については管理者と協議を行う。

６　保証・点検

(1) 請負者において製品保証をする。保証期間については、３年以上とし提案書に基づき期間を定めるものとする。

(2) 請負者は、完成後１年に１回は遊具の定期点検を実施する。定期点検については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠するものとし、その成果を発注者へ報告する。

(3) 遊具は、請負者において「（一社）日本公園施設業協会の総合賠償責任保険加入品」とする。